

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人創清福社会(以下「法人」という)の定款第8条、第21条に基づき役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等の報酬については、勤務実態に即して支給することとし役員等の地位にあることのみによっては支給しない。

2 招集に応じ、会議に出席した役員等にはその出席1日につき、5,000円を支給する。

(報酬の総額)

第3条 役員等報酬総額は、30万円とする。

(報酬の支払い)

第4条 役員等報酬は、業務終了後に通貨にて直接本人に支払う。

(旅費)

第5条 旅費は、法人職員の「旅費規程」に準じて支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法人法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は、平成29年6月10日より施行する。

附則 この規定は、平成29年12月21日より施行する。